

令和8年度
建設業の安全衛生対策の推進について



魚津労働基準監督署

建設事業者 各位

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、富山労働局では、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定し、最終年である令和9年までに「富山県内の死亡災害が10人未満、死傷災害が1000人未満となることを定着させる」との目標を掲げており、当署におきましても、死亡災害の撲滅、死傷災害の増加に歯止めをかけるための各種施策を展開しているところです。

令和7年の当署管内の建設業における労働災害の発生状況は、休業4日以上死傷者数が前年に比べ7人減(21.2%減)の26人となりましたが、2月に死亡災害が発生し労働者1名が命を落としています。

そのため、当署において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、「建設業における労働災害防止」を重点課題と位置づけ、建設現場に対する監督指導や、建設業関係機関と連携した合同パトロールなどの取組を進めてまいります。







建設事業者の皆様方におかれましては、今般、示されました「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」(令和8年3月30日付け基安安発0330第1号・基安労発0330第1号・基安化発0330第1号)に基づく各対策を徹底し、引き続き、安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。






令和8年4月
魚津労働基準監督署長






令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項




本表は、令和8年3月30日付け基安安発0330第1号・基安労発0330第1号・基安化発0330第1号「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について」に示された、建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項のうち、「事業者が行うこと」を抜粋したものである。

○事業者が行う事項

1 労働者の安全確保のための対策	参考資料
<p>(1) 墜落・転落防止対策</p> <p>ア 足場等からの墜落・転落防止対策</p> <p>幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、労働安全衛生規則に基づく各種措置を講ずるとともに、「<u>手すり先行工法に関するガイドライン</u>」及び「<u>足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱</u>」に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。</p> <p>墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。</p> <p>「<u>足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱</u>」に基づき、わく組足場における「<u>上さん</u>」の設置、「<u>足場等の種類別点検チェックリスト</u>」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。</p> <p>木造家屋等低層住宅建築工事においては、「<u>木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル</u>」に基づく措置を適切に実施すること。</p> <p>イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策</p> <p>木造家屋等低層住宅建築工事においては、「<u>木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル</u>」に基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「<u>はしごを使う前に / 脚立を使う前に</u>」、「<u>はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!</u>」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。</p> <p>ウ 墜落制止用器具の適切な使用</p> <p>「<u>墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン</u>」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講ずること。</p> <p>「<u>墜落制止用器具の規格</u>」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。</p>	<p>参考資料</p>      

1 労働者の安全確保のための対策	参考資料
<p>(2) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策</p> <p>自然災害に係る復旧・復興工事では、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われること、建物の崩壊や地盤の緩み等、作業場所の状態が平常時と異なること等から、災害発生リスクが高い状況にあることを十分に認識し、土砂崩壊防止措置や墜落転落災害防止措置等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等に基づく措置を徹底すること。</p> <p>復旧・復興工事では、被災県以外の建設業者が工事を行い建設業者間の情報共有が十分でない場合があること、災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業範囲に立ち入る可能性もあること等から、隣接する工事現場での建設業者間の情報の共有(災害防止連絡連絡協議会等)に努めるとともに、建設機械との接触防止措置の徹底等、必要な措置を講じること。</p>	
<p>(3) 高齢労働者の労働災害防止対策</p> <p>「エイジフレンドリー指針」に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止のための必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>請負業者においても、元請業者と連携しつつ、この指針を参考に高齢者の労働災害防止対策に取り組むこと。</p>	 <p>指針本文</p>  <p>取組事例</p>
<p>(4) 外国人労働者の労働災害防止対策</p> <p>外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表している教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。</p>	
<p>(5) 一人親方等の安全衛生対策</p> <p>建設業に従事する一人親方等については、建設業の一人親方等に対する安全衛生教育に係る支援として令和8年度厚生労働省委託事業により全国で開催される研修会等に積極的に参加すること。</p> <p>令和8年4月から、元方事業者が行う統括管理の対象が労働者だけでなく、労働者以外の作業従事者に拡充されたことから、元方事業者、関係請負人それぞれが改正法に基づく措置を遵守し、混在作業による災害防止の徹底を図ること。</p> <p>令和9年1月から、一人親方等による災害(休業4日以上死傷災害)についても労働基準監督署への報告が義務付けられるため、その徹底を図ること。改正内容について、同改正により保護の対象、措置義務の主体となる一人親方等に適切に周知すること。</p>	

1 労働者の安全確保のための対策		参考資料
(7) 転倒災害防止対策	リーフレット「 <u>労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう</u> 」等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。	
(8) 交通労働災害防止対策	「 <u>交通労働災害防止のためのガイドライン</u> 」に基づく措置を適切に講ずること。 建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。	
(9) 車両系建設機械等による労働災害防止対策	労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、 <u>労働安全衛生規則</u> に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。	
(10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止	「 <u>建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について</u> 」(令和8年3月10日付け基安発0310第1号)に基づき、強度計算の適切な実施、計画策定又は変更時の十分な確認体制による確認等、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止対策を講ずること。	
(11) 荷役作業における労働災害防止対策	最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターの操作に係る特別教育の実施の徹底を図ること。 リーフレット「 <u>荷役作業の安全確保が急務です!</u> 」に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。	 
(12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策	建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、「 <u>未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル(警備業編)</u> 」を活用すること。	




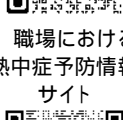


1 労働者の安全確保のための対策		参考資料
(13) 山岳トンネル 工事におけ る安全対策	<p>山岳トンネル工事の発注者においては、「<u>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</u>」に基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。</p> <p>施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講じること。</p> <p>現場内は狭あいな箇所では重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講じること。</p>	
(14) 伐木等作業 における労 働災害防止 対策	<p>チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。</p>	
(15) 専門工事業 者等の安全 衛生活動支 援事業	<p>専門工事業者等は、建設業労働災害防止協会が実施する専門工事業者等における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。</p>	 建災防HP




2023年4月から2028年3月
までの5年間を計画期間とする

『第14次労働災害防止推進計画』

を推進しています。労働災害の一層の減少に向けて、各対策の確実な取組をお願いします。



2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策		参考資料
(1) メンタルヘルス対策	<p>ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックの義務化の施行に向けて、必要な準備等を進めること。</p>	 <p>小規模事業場向けマニュアル</p>  <p>富山産保センターHP</p>
(2) 熱中症対策	<p>改正労働安全衛生規則(熱中症)をはじめとする、熱中症防止を目的とした法令上の措置について、確実に実施すること。</p> <p>作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。</p> <p>労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。</p> <p>作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。</p>	 <p>職場における熱中症予防情報サイト</p>  <p>熱中症予防情報・資料</p>
(3) じん肺予防対策	<p>粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。</p> <p>解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。</p>	
(4) 騒音障害防止対策	<p>事業者は、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき屋内作業場に限らず、騒音障害防止対策の管理者の選任、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。</p> <p>元方事業者においては、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。</p>	

3 その他の安全衛生に係る対策		参考資料
(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。	 建災防HP
(2) 建設業における安全衛生教育の推進	<p>「<u>建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について</u>」(平成29年2月20日付け基発0220第3号)に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごとに及び機械設備等に大幅な変更があった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。</p> <p>「<u>建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について</u>」(平成15年3月25日付け基安発第0325001号)に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。</p> <p>「<u>安全衛生教育及び研修の推進について</u>」(平成3年1月21日付け基発39号)に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。</p>	 

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html



魚津労働基準監督署からのお知らせHP
<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/kantoku/kijun/uoduroudoukijunkantokusho.html>



【問合せ先】

魚津労働基準監督署 安全衛生課

9 3 7 - 0 8 0 1

富山県魚津市新金屋 1 - 1 2 - 3 1

0 7 6 5 - 2 2 - 0 5 7 9